

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成22年7月1日提出

【発行者(受託者)名称】 三菱UFJ信託銀行株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 岡内 欣也

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

【事務連絡者氏名】 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
海外営業推進室 主任調査役 長濱 京介

【電話番号】 03(3212)1211(大代表)

【発行者(委託者)氏名又は名称】 三菱商事株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 副社長執行役員 上田 良一

【住所又は本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目3番1号

【事務連絡者氏名】 三菱商事株式会社 非鉄金属本部
貴金属事業ユニット 課長 田中 慎一

【電話番号】 03-3210-2121(大代表)

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の名称】 純パラジウム上場信託(現物国内保管型)

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の金額】 (1) 当初設定日(平成22年6月30日)
5億円を上限とします。
(2) 継続申込期間(平成22年7月2日から平成23年4月20日まで)
500億円を上限とします。
* なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
東京都中央区日本橋兜町2番1号

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年6月14日付をもって提出した有価証券届出書(平成22年6月24日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。)について、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2 【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

第一部 証券情報

第1 内国信託受益証券の募集(売出)要項

2 発行(売出)数

<訂正前>

発行価額の総額を、当初設定日(平成22年6月30日)と同日付の指標価格(小数点以下は切り上げます。)で除した口数とします。

本書において「指標価格」とは、パラジウムの地金(以下「パラジウム地金」といいます。)の現在価値を算出するために、東京工業品取引所におけるパラジウム1グラムあたりの採用先物価格(以下に定義されます。)を、当該採用先物価格が同取引所で公表された日と同日付の採用フォワードレート(以下に定義されます。)で同日における現在価値に引き直した価格に基づくパラジウム地金の標準純度質量(以下に定義されます。)パラジウム10グラムあたりの理論価格として、受託者がそのホームページ上で毎営業日(本受益権が上場されている金融商品取引所が休業日としている日以外の日)をいいます。以下同じです。)に公表するものをいいます。上記理論価格の算出の過程で円と外貨の換算を行う場合には、採用外貨換算為替レート(以下に定義されます。)を用います。

本書において以下の用語は、以下の意味を有します。

(a) 採用先物価格

指標価格を算出する日において、東京工業品取引所の公表するパラジウムの取引における採用限月(東京工業品取引所におけるパラジウムの取引の前営業日の取組高が最も多い限月をいいます。)の帳入値段(東京工業品取引所業務規程第36条で規定する帳入値段をいいます。)をいいます。但し、当該帳入値段が東京工業品取引所により公表されない場合又は当該帳入値段の公表時刻等が変更された場合には、東京工業品取引所が公表する同様の価格をいいます。

(b) 採用フォワードレート

2以上の指定貴金属業者(パラジウムのデリバティブ商品取扱業務を行う国内外の大手貴金属業者のうち受託者が指定する者をいいます。以下同じです。)の提示したパラジウムに係るフォワードレート(先物のパラジウム価格と現物のパラジウム価格との値差を現物のパラジウム価格を基準として年率換算し、百分率で表したものをいいます。なお、フォワードレートは、金利の動向及び現物と先物のパラジウムの需給により変動します。以下同じです。)の仲値の平均値(小数点第3位を四捨五入します。)をいいます。但し、フォワードレートを提示することができる指定貴金属業者が2以上いない場合その他のやむを得ない事由がある場合には、受託者がその裁量により自らが適切と判断するフォワードレートをいいます。

(c) 採用外貨換算為替レート

採用フォワードレートを算出する時点における受託者がその裁量により自らが適切と判断する円と外貨の為替レートをいいます。但し、当該時点のレートをを用いることができない場合には、受託者がその裁量により自らが適切と判断するレートをいいます。

(d) 標準純度質量

標準パラジウム地金(パラジウムの純度が99.95%以上であるものをいいます。以下同じです。)の質量をいいます。

<訂正後>

23,011口とします。

4 発行(売出)価格

<訂正前>

当初設定日

1口あたり、当初設定日(平成22年6月30日)と同日付の指標価格(小数点以下は切り上げます。)とします。

継続申込期間

1口あたり、申込受付日 の翌営業日付の一口あたりの純資産額(取引所開示) とします。なお、申込手数料は、別途お支払い頂く必要がございます(申込手数料については、下記「7 申込手数料」をご参照下さい。)

本書において「申込受付日」とは、申込みを受け付けた日の午後3時30分までに販売会社が受託者に連絡をして受託者が受理した申込みについては当該申込みを受け付けた日をいい、申込みを受け付けた日の午後3時30分より後に販売会社が受託者に連絡をして受託者が受理した申込みについては当該申込みを受け付けた日の翌営業日をいいます。

本書において「一口あたりの純資産額(取引所開示)」とは、純資産総額(取引所開示)(本受益権(但し、振替受益権として振替口座簿に記載又は記録されているものに限り、)の表章するパラジウム地金を指標価格により評価した結果を用いて算出される純資産総額として、本受益権が上場されている金融商品取引所の上場規則等に基づき毎営業日に開示されるものをいいます。以下同じです。)を、本受益権(但し、振替受益権として振替口座簿に記載又は記録されているものに限り、)の総受益権口数で除した数(小数点第3位を四捨五入します。)として、当該金融商品取引所の上場規則等に基づき毎営業日に開示されるものをいいます。一口あたりの純資産額(取引所開示)については、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

<照会先>

三菱UFJ信託銀行株式会社

電話番号 0120-232-711

受付時間 営業日の午前9時～午後5時

ホームページ <http://kikinzoku.tr.mufg.jp/>

<訂正後>

当初設定日

1口あたり、13,037円とします。

継続申込期間

1口あたり、申込受付日 の翌営業日(本受益権が上場されている金融商品取引所が休業日としている日以外の日)をいいます。以下同じです。)付の一口あたりの純資産額(取引所開示) とします。なお、申込手数料は、別途お支払い頂く必要がございます(申込手数料については、下記「7 申込手数料」をご参照下さい。)

本書において「申込受付日」とは、申込みを受け付けた日の午後3時30分までに販売会社が受託者に連絡をして受託者が受理した申込みについては当該申込みを受け付けた日をいい、申込みを受け付けた日の午後3時30分より後に販売会社が受託者に連絡をして受託者が受理した申込みについては当該申込みを受け付けた日の翌営業日をいいます。

本書において「一口あたりの純資産額(取引所開示)」とは、純資産総額(取引所開示)(本受益権(但し、振替受益権として振替口座簿に記載又は記録されているものに限ります。))の表章するパラジウムの地金(以下「パラジウム地金」といいます。))を指標価格——により評価した結果を用いて算出される純資産総額として、本受益権が上場されている金融商品取引所の上場規則等に基づき毎営業日に開示されるものをいいます。以下同じです。))を、本受益権(但し、振替受益権として振替口座簿に記載又は記録されているものに限ります。))の総受益権口数で除した数(小数点第3位を四捨五入します。))として、当該金融商品取引所の上場規則等に基づき毎営業日に開示されるものをいいます。一口あたりの純資産額(取引所開示)については、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

< 照会先 >

三菱UFJ信託銀行株式会社

電話番号 0120-232-711

受付時間 営業日の午前9時～午後5時

ホームページ <http://kikinzoku.tr.mufg.jp/>

本書において「指標価格」とは、パラジウム地金の現在価値を算出するために、東京工業品取引所におけるパラジウム1グラムあたりの採用先物価格(以下に定義されます。))を、当該採用先物価格が同取引所で公表された日と同日付の採用フォワードレート(以下に定義されます。))で同日における現在価値に引き直した価格に基づくパラジウム地金の標準純度質量(以下に定義されます。))10グラムあたりの理論価格として、受託者がそのホームページ上で毎営業日に公表するものをいいます。上記理論価格の算出の過程で円と外貨の換算を行う場合には、採用外貨換算為替レート(以下に定義されます。))を用います。

本書において以下の用語は、以下の意味を有します。

(a) 採用先物価格

指標価格を算出する日において、東京工業品取引所の公表するパラジウムの取引における採用限月(東京工業品取引所におけるパラジウムの取引の前営業日の取組高が最も多い限月をいいます。))の帳入値段(東京工業品取引所業務規程第36条で規定する帳入値段をいいます。))をいいます。但し、当該帳入値段が東京工業品取引所により公表されない場合又は当該帳入値段の公表時刻等が変更された場合には、東京工業品取引所が公表する同様の価格をいいます。

(b) 採用フォワードレート

2以上の指定貴金属業者(パラジウムのデリバティブ商品取扱業務を行う国内外の大手貴金属業者のうち受託者が指定する者をいいます。以下同じです。))の提示したパラジウムに係るフォワードレート(先物のパラジウム価格と現物のパラジウム価格との値差を現物のパラジウム価格を基準として年率換算し、百分率で表したものをいいます。なお、フォワードレートは、金利の動向及び現物と先物のパラジウムの需給により変動します。以下同じです。))の仲値の平均値(小数点第3位を四捨五入します。))をいいます。但し、フォワードレートを提示することができる指定貴金属業者が2以上いない場合その他のやむを得ない事由がある場合には、受託者がその裁量により自らが適切と判断するフォワードレートをいいます。

(c) 採用外貨換算為替レート

採用フォワードレートを算出する時点における受託者がその裁量により自らが適切と判断する円と外貨の為替レートをいいます。但し、当該時点のレートをを用いることができない場合には、受託者がその裁量により自らが適切と判断するレートをいいます。

(d) 標準純度質量

標準パラジウム地金(パラジウムの純度が99.95%以上であるものをいいます。以下同じです。))の質量をいいます。

第二部 信託財産情報

第1 信託財産の状況

2 信託財産を構成する資産の概要

<訂正前>

(2) 信託財産を構成する資産の内容

パラジウム地金

資産の種類	パラジウム地金
品質	信託契約に定める所定の要件(注1)を満たすもの
質量	当初設定日(平成22年6月30日)における本受益権の発行価額の総額を同日付の指標価格で除した数を上限とした質量(注2)
価格	当初設定日(平成22年6月30日)における本受益権の発行価額の総額5億円を上限とした価格
保管場所	サブ・カストディアンの倉庫(日本国内)

(注1) 純度が99.95%以上のものを指します。

(注2) 受託者は、信託報酬等の支払い等に必要な限度で信託財産を構成するパラジウム地金を売却しますので、信託財産を構成するパラジウム地金の質量はかかる売却により減少します。売却される信託財産を構成するパラジウム地金の質量は、信託報酬等の額と売却時における信託財産を構成するパラジウム地金の市場価格によって異なります。また、信託財産は、追加信託により増加し、転換により減少する場合があります。

金銭

資産の種類	金銭
価格	0円(予定)

上記金銭は、受託者の銀行勘定で預かります。

<訂正後>

(2) 信託財産を構成する資産の内容

パラジウム地金

資産の種類	パラジウム地金
品質	信託契約に定める所定の要件(注1)を満たすもの
質量	230.1100キログラム(平成22年6月30日現在)(注2)
価格	299,994,407円(平成22年6月30日現在)
保管場所	サブ・カストディアンの倉庫(日本国内)

(注1) 純度が99.95%以上のものを指します。

(注2) 受託者は、信託報酬等の支払い等に必要な限度で信託財産を構成するパラジウム地金を売却しますので、信託財産を構成するパラジウム地金の質量はかかる売却により減少します。売却される信託財産を構成するパラジウム地金の質量は、信託報酬等の額と売却時における信託財産を構成するパラジウム地金の市場価格によって異なります。また、信託財産は、追加信託により増加し、転換により減少する場合があります。

金銭

資産の種類	金銭
価格	0円(平成22年6月30日現在)

上記金銭は、受託者の銀行勘定で預かります。

3 信託の仕組み

(1) 信託の概要

その他

(b) 手数料等について

(口) 転換手数料

< 訂正前 >

転換手数料は、以下のとおりです。詳細は、大口指定転換販売会社までお問い合わせ下さい。

大口転換	転換 1 回につき上限52,500円(税抜50,000円)(上記「第一部 証券情報 - 第 1 内国信託受益証券の募集(売出)要項 - 5 給付の内容、時期及び場所 - 解約による信託財産等の交付(転換) - (a) 転換請求 - (口)大口転換の場合」に記載されたパラジウム地金の売却が行われる場合においては、当該売却する部分には手数料はかかりません。)
------	--

(以下略)

< 訂正後 >

転換手数料は、以下のとおりです。詳細は、大口指定転換販売会社までお問い合わせ下さい。

大口転換	<u>以下 及び の合計額とします。</u> <u>受託者における手数料として、転換 1 回につき上限52,500円(税抜50,000円)(上記「第一部 証券情報 - 第 1 内国信託受益証券の募集(売出)要項 - 5 給付の内容、時期及び場所 - 解約による信託財産等の交付(転換) - (a) 転換請求」に記載されたパラジウム地金の売却が行われる場合においては、当該売却する部分には手数料はかかりません。)</u> <u>大口指定転換販売会社における手数料として、大口指定転換販売会社が独自に定める金額。当該手数料には、消費税等の相当額が含まれます。</u>
------	---

(以下略)